

令和2年6月29日

令和元年度独立行政法人労働者健康安全機構
調達等合理化計画の自己評価

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく令和元年度の調達に係る自己評価については下記のとおりである。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康安全機構における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,593件、契約金額は1,208.0億円である。また、競争性のある契約は2,332件(89.9%)、1,183.5億円(98.0%)、競争性のない随意契約は261件(10.1%)、24.5億円(2.0%)である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△34件(△11.5%)減少し、金額では△8.4億円(△25.5%)減少している。件数が減少した主な要因は、急患対応に係るレンタル機器の賃借料(医療機器)の契約が減少したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、賃借料(宿舍)の複数年度契約が減少したこと等によるものである。

表1 令和元年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(73.7%) 1,932	(82.9%) 682.3	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(1.7%) 32	(64.1%) 437.1
企画競争・公募	(15.1%) 396	(13.1%) 107.6	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(△7.1%) △28	(△40.4%) △43.5
競争性のある契約(小計)	(88.8%) 2,328	(96.0%) 789.9	(89.9%) 2,332	(98.0%) 1,183.5	(0.2%) 4	(49.8%) 393.6
競争性のない随意契約	(11.2%) 295	(4.0%) 32.9	(10.1%) 261	(2.0%) 24.5	(△11.5%) △34	(△25.5%) △8.4
合計	(100%) 2,623	(100%) 822.8	(100%) 2,593	(100%) 1,208.0	(△1.1%) △30	(46.8%) 385.2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対30年度伸率である。

(2) 労働者健康安全機構における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者以下の契約件数は892件(39.9%)、契約金額は421.9億円(41.0%)である。

前年度と比較して、件数では14件(1.6%)増加し、金額では△24.0億円(△5.4%)減少している。件数が増加した主な要因は、営繕(クリーンルーム設置工事等)、機器購入(医療機器)の契約が増加したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、業務委託(SPD管理業務)の契約が減少したこと等によるものである。

表2 令和元年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 30 年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	1,342 (60.5%)	1,346 (60.1%)	4 (0.3%)
	金額	315.2 (41.4%)	606.5 (59.0%)	291.3 (92.4%)
1者以下	件数	878 (39.5%)	892 (39.9%)	14 (1.6%)
	金額	445.9 (58.6%)	421.9 (41.0%)	△24.0 (△ 5.4%)
合 計	件数	2,220 (100%)	2,238 (100%)	18 (0.8%)
	金額	761.1 (100%)	1,028.4 (100%)	267.3 (35.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

二者応札・応募の改善努力を継続するために、令和元年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20 営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講ずることとした。

結果として、1者以下の応札は、前年度との比較で件数では増加し、金額では減少となったが、その主な要因は、上記1.(2)のとおりである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随契を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和元年度は4回行った。

4. 推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化に努めた。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を定期的開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。(例年、契約監視委員会は四半期ごとに開催しているが、令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により第4・四半期の開催を見送ったため、当該開催回に係る対象契約案件については、令和2年7月までに事後点検を行う予定。)

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」(令和元年9月6日)及び「会計業務打合せ」(令和元年10月8日)において内容の徹底を周知した。